

2018年度 横浜市の予算編成に対する 日本共産党の要望

2017年9月22日 要望提出

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団控室
TEL 045-671-3032 FAX 045-641-7100

目 次

2018年度予算編成にあたっての申し入れ	5
【政策局】	8
1. バランスのとれた街づくりについて	
2. カジノを含むIR誘致について	
3. 公共施設の保全・長寿命化	
4. 住民自治について	
5. 米軍基地、同跡地について	
6. 平和都市	
7. 原子力発電所について	
8. 指定管理者制度等について	
9. 第4次男女共同参画行動計画を踏まえた男女共同参画社会の実現にむけて	
【総務局】【危機管理室】	10
1. 新市庁舎建設計画	
2. 市民利用施設の統廃合計画	
3. 市職員定数	
4. 横浜市防災計画の改善	
【財政局】	11
1. 市民利用施設	
2. 公共施設跡地利用	
3. 入札・契約	
4. 税等滞納整理	
5. 公共施設管理基本方針について	
【国際局】	12
1. 平和都市	
2. 国際平和の理念の尊重について	
3. 多文化共生社会の実現について	
【市民局】	13
1. 行政区運営	
2. マイナンバー	
3. 横浜文化体育館再整備	
4. 人権	
5. 市民利用施設等	
6. 地域スポーツ支援事業	
7. 広報広聴	
【文化観光局】	15
1. 区民文化センターの整備	

2. 国際都市として	
3. 次世代育成事業	
4. 観光・文化施設	
5. 観光都市	
【経済局】	15
1. 中小企業振興	
2. 地域経済の仕事興しのために	
3. 労働環境の改善	
4. 横浜中央卸売市場	
【こども青少年局】	16
1. 子どもの貧困解決にむけて	
2. 放課後児童クラブ	
3. キッズクラブについて	
4. 保育所等	
5. 認可外保育所	
6. 障害児支援について	
7. 児童虐待・育児不安への対策について	
8. 引きこもりの若者の自立支援について	
9. 青少年を育む地域の環境づくり	
10. 原発事故による放射線被害への対応	
【健康福祉局】	20
1. 国民健康保険	
2. 高齢者・介護施策（介護保険料・利用料について）	
3. 高齢者・介護施策（介護サービスについて）	
4. 高齢者・介護施策（介護施設と住まいについて）	
5. 高齢者・介護施策（介護人材確保について）	
6. 高齢者・介護施策（地域包括ケアシステム関連）	
7. 高齢者・介護施策（その他）	
8. 後期高齢者医療制度	
9. 障害者施策	
10. 生活保護施策など	
11. その他の医療施策	
12. 動物	
13. 墓地	
14. 受動喫煙対策	
【医療局】	27
1. 保健医療施策	
【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	28

1. 市内農業	
2. 緑の保全	
3. 地球温暖化対策	
4. 放射能汚染対応	
5. 下水道対策他	
【資源循環局】	29
1. 資源化の推進	
2. 喫煙禁止地区の推進	
【建築局】	30
1. 市営住宅等	
2. 住まいの安全・安心度(レベル)の抜本的向上にむけて	
3. 住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等について	
4. 災害対策	
5. 住まいにかかわる相談窓口の設置	
【都市整備局】	31
1. 都心臨海部再開発、関内・関外地区再整備計画等について	
2. 防災まちづくり(被害を出さない地域・社会の実現)の推進について	
3. 横浜駅周辺地区の防災対策	
4. 地震・火災対策	
5. 駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策を急ぐこと	
【道路局】	33
1. 道路関係予算	
2. 高速横浜環状南線および関連事業について	
3. 高速横浜環状道路北線および関連事業について	
4. 地域交通網の改善・整備の促進	
5. 自転車対策	
【港湾局】	35
1. 港湾整備	
2. 働きやすい港湾	
【消防局】	35
1. 消防力・救急体制の強化	
2. 消防団	
3. 救急救命体制の充実	
【水道局】	37
1. 水道料金について	
2. 水道管更新について	
3. 水道局職員定数について	
【交通局】	37

1. 市営地下鉄について
2. 市営地下鉄駅ホーム等のバリアフリー化について
3. 市営バスについて
4. 市営バスのバス停留所の改良について

【教育委員会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

1. 教育費無償の原則等について
2. 就学援助について
3. 障害児教育について
4. 夜間中学校について
5. 教職員の業務軽減について
6. 中学校の部活動について
7. 図書館司書について
8. 教育条件の整備について
9. 学校施設整備について
10. 学校安全教育の推進
11. 学校給食等について
12. 教科書採択・副読本等について
13. 図書館の充実について
14. 文化財保護について
15. 教育文化センターについて

【選挙管理委員会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

1. 参政権を保障するために

2018年度予算編成にあたっての申し入れ

横浜市長 林 文子様

日本共産党横浜市議員団 団長 荒木 由美子

7月に行われた市長選挙で3選を果たし、第32代横浜市長となられた林市長は、選挙公約として、①「子育てしやすいまち・よこはま」②「高齢者にやさしいまち・よこはま」③日本一女性が働きやすい・働きがいのあるまちづくり④「災害に強いまち・ひと・地域づくり」⑤より強靱で活気あふれる横浜の経済・産業の実現で、誰もがどこでも働きやすい職場の実現を掲げていました。選挙戦では、中学校給食の実現とカジノ誘致反対など切実な要望が明確になりました。党市議員団としては、これら市民の切実な要望が、これからの予算編成で以下の視点が盛り込まれるよう申し入れるものです。

平和を基調にすえ、未来に展望を示す予算編成を

今年の7月に、核兵器の使用や保有などを法的に禁ずる核兵器禁止条約が、国連本部で採択されました。広島と長崎への原爆投下から72年が経過し「ヒバクシャにもたらされた苦痛」との一節を前文に入れ、人道的見地から核兵器の存在を否定する条約が誕生しました。この交渉会議には国連加盟193カ国が参加し122カ国が賛成しましたが、日本政府の姿はありませんでした。9月20日から各国の署名手続きが始まり、批准国数が50カ国に達した後、90日をへて発効することになりますが、批准しない国には効力がありません。そこで平和首長会議の一員でもある林市長自らこの署名に賛同していただくとともに、日本政府に対して批准を求める働きかけを行い、平和運動を進める予算の拡充を求めます。

人命被害ゼロを掲げた災害対策を

市民意識調査の「市政への要望」で地震などの災害対策は7年連続で1位となっていることから、大地震だけでなく、集中豪雨や崖崩れ対策、木造住宅が密集している地域への対策など、人命を守るための予算を大幅に増やすことを求めます。また、そのためのマンパワーや地域の防災力向上のため、あらゆる角度から備えを万全にするために知見を集約し、市民の命と財産が守れるようにすることを求めます。

将来を支える「人」に投資を

所信表明演説にもあるように、横浜市といえども人口減少は避けて通れない課題です。市長は、子育て世代の方々を支える環境が必須と宣言し、横浜で子育てをしてほしいと、小児医療費助成対象年齢を2年後の4月に中学3年生まで拡充するとしました。そこで大事なものは、所得制限と一部負担金を廃止することです。子育て世帯は、市民税に加え、高い保育料、そして医療費の窓口負担など、市民サービスを利用するたびに負

担を求められています。その上に、来年度の予算編成方針として、歳入確保のための取り組みとして、使用料等の値上げを行うとされていますが、市民負担は増すばかりで止めるべきです。

何より今、子どもの貧困対策をはじめ子育て支援はまったなしです。希望した保育所に入れなかった児童は4月1日現在**3,259**人で、昨年と同時期と比較して**142**人も増えています。子どもの貧困対策として、家庭の経済状況により、子どもの将来が決まることのないよう、母子家庭など所得の低い家庭に対しての援助は不可欠です。育ち盛りの中学生に栄養バランスのとれた学校給食を一日も早く実施することを求めます。ハマ弁の金額を下げるだけでなく、就学援助や生活保護世帯の中学生に対し、無償で提供することを直ちに求めます。

高齢化を視野に入れた都市生活基盤整備を

本年度策定の第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、国による介護保険制度改悪により、要介護1・2の方が特別養護老人ホームに入所できず、老々介護や介護離職という実態を踏まえ、高い自己負担なしの高齢者むけ住まいのあり方についての計画を立案すべきです。また、養護老人ホームを増やし、公的支援を拡充すべきです。

高齢者が元気で活動できる背景に、敬老パスがあります。2011年の制度改定時に、団塊世代が70歳に到達する6年後の2017年ごろを見直しの目安としていました。敬老パスの値上げは、年金が引き下げられている高齢者の生活を直撃します。年金生活者の実態からして、敬老パスの負担軽減を求めます。

さらに、元気で活動している高齢者を支える移動手段として、最寄りの駅へアクセスできる公共交通の充実を図るべきです。特に郊外部にある大規模団地や住宅地に住む方たちは、足の確保を切実に求めています。採算性を重視するあまりに、市民の足の確保が進まない実態からして、公共としてのあるべき姿が問われている重要な課題で、具体化は急務です。

活力ある横浜経済の実現は中小企業・小規模事業者への支援で

市長は、市内企業の99%以上を占める中小企業と地域に根差した商店街との対話を重ねて、実行性の高い支援を行うとしています。横浜市中小企業振興基本条例を基本に据え、小規模企業振興基本法に則り、市内の中小企業・小規模事業者などが置かれている実態から、地域経済循環型経済の推進や、労働力人口の減少と労働力確保や事業承継の課題を視野に入れ、これらについてどのように支援に結び付けるかが重要です。そのためには、懇切丁寧に対応できるよう市民に身近な区役所に経済産業課（仮称）を設置し相談ができる体制や、事業を進めるための予算を確保することが重要です。

今後、都市インフラの更新計画を進めるうえで、公共施設管理基本方針では標準的な保全更新周期に基づいて積み上げた保全更新費を年間平均**850**億円と推計しています。特に上下水道、公園、道路や橋梁、学校などの市民生活に密着しているこれらの都市インフラ整備を行うことは、市内の建設業者の有力な仕事興しになり、本市予算が直接市内に還流

することにもなります。大型公共事業である、高速横浜環状道路北西線・南線、国際コンテナ戦略に伴う港湾整備やIRのための山下ふ頭再整備、MICE施設や新市庁舎整備、都心臨海部開発などは、市民向け予算を圧迫するだけでなく、かかる費用は多額でありながらその恩恵を受けられる市内事業者の参入は極端に少なく、市内経済対策としても、見直すべきです。

以上が予算編成に当たっての日本共産党横浜市議団の基本的考え方です。以下の要望項目の実現に尽力されることを求めます

【政策局】

1. バランスのとれた街づくりについて

- (1) 高齢化や人口減少に伴い、買い物や通院などの足の確保が困難な地域が拡大している。特に郊外部では顕著であり、それに見合った公共交通政策とすること。その際、誰もが移動しやすい公共交通を実現すること。また、街づくりの観点から、公共交通の要望がある郊外部の地域こそ、実現に向けて予算を増やし事業継続のための財政的な支援を行うこと。

2. カジノを含む IR 誘致について

- (1) 特定複合観光施設（IR）区域の整備の推進に関する法については廃止を、これから審議される実施法案については制定しないことを国に求める。ギャンブル依存症、地域社会・経済の衰退などカジノの弊害があることを直視し、カジノ調査・研究の検討は、ただちに中止すること。

3. 公共施設の保全・長寿命化

- (1) 施設等整備費については、新市庁舎建設や高速横浜環状道路など新規大型公共事業偏重の予算編成を見直し、既存の公共施設の維持管理と保全・耐震化事業に優先的に予算を振り向けること。

4. 住民自治について

- (1) 2014年5月の地方自治法改正で導入された総合区の設置にむけ、具体化をはかること。
- (2) 市民の身近な行政窓口である区の役割をさらに拡充するため、区にさらなる財源と権限を委譲し、できることから進めること。
- (3) 特別自治市制度の実現ではなく、現行制度で区政に区民が参加できる仕組みとして、地方自治法に政令市特例として規定された区協議会の設置を検討すること。

5. 米軍基地、同跡地について

- (1) 横須賀港を母港とする米原子力空母の原子炉事故に備えて、横浜市民の命を守る立場から、本市防災計画に原子力災害を位置づけること。
- (2) 根岸住宅は実質的に閉鎖状態となっている。これは、同住宅の代替としての池子の米軍住宅建設計画の必要性はないことを示している。住宅建設について「国との協議に応じる」という方針を撤回し、ただちに池子住宅地区の返還を求めること。
- (3) ノース・ドッグ、鶴見貯油施設、小柴水域、および日米合意されている根岸米軍住宅の早期返還を、国・米軍に強く働きかけること。特に、横浜港の中央に位置するノース・ドッグは港の発展を阻害しているため、一刻も早い返還を求めること。
- (4) 深谷通信所跡地(国有地)の利用計画については、国の返還財産処分方針に基づくのではなく、全面的な無償貸与ならびに譲与を国に働きかけ、本市の主体的なまちづくり計画とすること。暫定利用している野球場などについては、引き続き利用できるよう申し入れること。跡地利用計画はスポーツや防災機能を備えたものとし、少年野球の歴史的経過をふま

えながら市民に分け隔てなく要望を聞き策定すること。

- (5) 上瀬谷通信基地跡地は横浜に残された貴重な緑と空地であることを考慮して、跡地の45%にあたる民間地権者の理解を得た上で、全市的な立場から防災機能、農地、緑地などの土地利用計画とすること。花博については、過大な設備投資で後年度負担として市財政を圧迫しないようにすること。
- (6) 米軍関係者が誰も住んでいない、米軍根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住する市民の制限された生活環境を改善できるよう、引き続き居住者の意向に沿って、米軍および国に働きかけること。

6. 平和都市

- (1) ピースメッセンジャー都市として、横浜市が管理する横浜港への自衛隊艦船や米軍軍艦の入港・接岸を認めないこと。
- (2) 本市防災訓練に米軍の参加を求めないこと。
- (3) 厚木米軍基地を使用するオスプレイの運用については、オスプレイの事故が多発していることから、県内基地関係市と連携し引き続き反対を貫くこと。
- (4) 安全保障関連法制定により、自衛隊の任務が大きく変わった中、自衛隊の各区行事への参加はやめるよう各区へ伝えること。
- (5) 自衛官募集業務に関して、ポスター共同作成や掲示など、市として便宜を図らないこと。
- (6) 米軍機が過去にも墜落し、死者を出したこともあることから、横浜上空を訓練等で飛行しないよう米軍に求めること。

7. 原子力発電所について

- (1) 浜岡原子力発電所は、東海地震の予想震源域のほぼ中央にあり、直下の活断層が指摘されている。横浜市は、同原発の事故が起こった際には偏西風によって放射能の影響を受ける恐れが強いため、市民の命を守る立場から、廃炉を強く国に求めること。
- (2) 国内すべての原子力発電所の再稼働中止を、国と電力会社に求めること。
- (3) 放射能汚染対策として東京電力へ賠償請求している約30億円の支払いを、東京電力と国に強く求めること。支払い状況によっては、法的措置もとること。国に対し、東京電力への指導勧告と延滞金も含めて支払うよう指導強化を求めること。
- (4) 市内に避難している福島原発被災者に対し、横浜市民に準じた福祉サービスなどの支援策を講じること。また、国に対して長期無償の住宅提供を保障するなど新たな立法措置を求めること。応急仮設住宅として市営住宅に入居している世帯への家賃減免を実施すること。

8. 指定管理者制度等について

- (1) 指定管理者制度については、市民サービス向上を図るうえで、効率性に偏ることなく、職員の専門性の確保、事業継続性の保障、公共性の確保などを重視し、直営に戻すことを含めて、そのあり方を抜本的に見直すこと。
- (2) 指定管理者制度および委託事業において、そこで働く労働者の労働条件に不利益などが生

じないよう、必要な対策を行うこと。

9. 第4次男女共同参画行動計画を踏まえた男女共同参画社会の実現にむけて

- (1) 男女間賃金格差等の是正の取り組みを重点施策として明確に位置づけ、具体的な事業を定め、推進すること。
- (2) 市内企業における従業員女性割合の目標値 50 ٪(2020 年度)を実現するために、具体的な事業計画をつくり、実施すること。
- (3) 女性の社会進出を妨げている妊娠・出産による解雇、嫌がらせ(マタニティー・ハラスメント)に対し、女性労働者がすぐに相談できる相談窓口と、迅速に解決に導くことができる人員体制を強化し、周知徹底すること。
- (4) 最低賃金はただちに時給 1,000 円にし、1,500 円以上をめざすよう、国に働きかけるとともに、市内事業者に対しても、横浜商工会議所や業界団体とも連携して、事業者努力を求めめること。負担を強いられる中小企業には、必要な経済的支援を行うこと。
- (5) 自営業・農業女性の労働を正当に評価するために、人権侵害である所得税法 56 条は廃止するよう国に求めること。
- (6) 公契約は、公共工事や指定管理者など公的職場に携わる労働者の適正な賃金が確保され、市内経済の好循環をもたらすものであるため、公契約条例を制定している先進自治体の教訓を学び、早期に制定すること。

【総務局】【危機管理室】

1. 新市庁舎建設計画

- (1) 新市庁舎建設については下請け業者の事故が起きないように、工期については事業者と進捗状況を含め検討し、完成を急がせないこと。市として労災ゼロ宣言をすること。特に下請けには違法な働き方をさせないように発注者責任を果すこと。

2. 市民利用施設の統廃合計画

- (1) 2012 年に策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る基本的考え方」に基づく公園プール・余熱利用温水プールの統廃合計画は、利用している地域住民の意見を尊重し、機械的な適用は行わないこと。

3. 市職員定数

- (1) 市民の命と財産を守るため、頻繁に発生する集中豪雨や発生確率が高まっている大規模地震などに十分に対応ができ、またさらなる市民サービスの向上と残業をなくすために、市職員定数を計画的に増やすこと。
- (2) 計画的に非正規雇用をなくすこと。なくすまでの間は、同一労働・同一賃金にすること。育児休暇・介護休暇をいつでも取得できる職員配置を検討すること。特に、男性職員が育児休暇を取りやすい体制をつくること。
- (3) 障害者の法定雇用率を引き上げるよう、市職員の障害者採用人数を増やすとともに、障害

者の雇用期間に制限を設けないこと。

- (4) 精神障害者の就労について、本市のモデル事業を本格実施するとともに、現行の短期雇用でなく、中長期的な雇用を実現すること。
- (5) 労働安全衛生法改正に伴って職員のストレスチェックを行うことになっているが、チェックの結果、職場での改善が必要な場合には、本人の希望にあわせて職務の軽減や配置転換などに丁寧に応じること。

4. 横浜市防災計画の改善

- (1) 横浜に今後 30 年以内に震度 6 弱以上の地震が発生する確率は 81 分の 1 (政府・地震調査研究推進本部 2016 年 6 月 10 日発表) と言われている現状と、頻発して起きるゲリラ豪雨や大規模災害を想定し、本市の防災・減災の目標を、現行の「中長期的には限りなく被害ゼロに近づけることをめざす」から「人命被害ゼロ」に修正し、その目標に向けた施策を一日も早く実行すること。
- (2) 同報系防災行政無線の設置は防災・減災対策にとって最優先の課題であるため、河川域にとどめず、全市域に整備する計画とすること。また、各家庭に一斉配信できる防災行政無線についても検討すること。
- (3) 防災情報の周知徹底方法をさらに工夫し、対象となる地域や各家庭などに行きわたるよう行政責任を果たすこと。
- (4) 避難勧告発令時に、対象住民が避難場所まで速やかに移動・誘導できるよう、職員体制をとること。
- (5) 防災訓練に障害者が参加しやすくなるよう、防災訓練主催者や障害者に働きかけること。地域防災拠点等の要援護者に配慮したスペースについて、要援護者参加のもとで、必要な手立てを講じること。
- (6) 避難所でのプライバシーを守るために必要な備品を、確保すること。

【財政局】

1. 市民利用施設

- (1) 利用料・使用料の値上げにつながる「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は、撤回すること。
- (2) 県有施設の機能縮小・統廃合、市町村・団体への補助金・負担金の廃止・削減については、引き続き反対の意思を表示すること。

2. 公共施設跡地利用

- (1) 市民の財産である学校や区役所などの公共施設跡地の利用については、公募売却を前提とした「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づいて、関係区局主導ですべてしているが、その方針を改め、地域住民・区民の要望を聞いて住民本位に決めること。

3. 入札・契約

- (1) 品確法・建設業法・入契法の通称「担い手3法」の趣旨を活かして、建築現場等で働く労働者の労働条件の向上を図ること。
- (2) 市が実施している設計労務単価変更に伴う特例措置による変更契約手続きが、二次以下の下請け業者に対しても徹底されているか調査し、実態を把握すること。
- (3) 100万円以上の補助金を交付する民間事業は、市内企業への発注を原則とする現行規定を改め、50万円以上とすること。
- (4) 市内企業への発注を金額ベースで工事90万円、物件70万円、役務80万円以上にそれぞれ引き上げること。
- (5) 災害などによる応急工事については、地元の事情をよく知っているという観点で、当該区の企業への発注を原則とすること。
- (6) 新設計労務単価適用による契約工事受注業者に対し、適切な水準の賃金や法定福利費の支払い、社会保険等への加入徹底に関して、「お願い」ではなく、徹底した指導を行うこと。
- (7) 市内小規模企業が仕事の確保ができるよう、入札参加資格を緩和すること。

4. 税等滞納整理

- (1) 税外債権の滞納整理にあたっては、滞納者の生活・営業実態を把握しないまま差し押さえるなどの強権的発動は、絶対行わないこと。納税資力を判断する際には最低生活費を考慮し、滞納者が生活の再建・維持ができるよう親身に対応すること。
- (2) 国税では、猶予制度見直しが行われ、特に「換価の猶予」は柔軟な対応が進んでいる。地方税においても申請による換価の猶予制度をはじめとした納税緩和措置について周知徹底をはかること。

5. 公共施設管理基本方針について

- (1) 「公共施設管理基本方針」に基づき、公共施設の更新・改修工事が適切に実施できる予算を確保すること。

【国際局】

1. 平和都市

- (1) 市長及び国際局長は、ヒバクシャ国際署名に署名し、国に核兵器禁止条約の署名・批准を求め、核兵器廃絶の先頭に立つこと。
- (2) 憲法9条をないがしろにする安全保障関連法は、国民つまり横浜市民にかかわる問題であるから、市民の命と財産を守る立場から国の専権事項として、手をこまねくことなく積極的にその廃止を求めること。
- (3) 横浜市議会の非核兵器平和都市宣言に関する決議を尊重し、横浜市として非核平和都市宣言を行うこと。本市の非核平和を願う意思を内外に示すため、市庁舎前に非核平和都市宣言のモニュメントを建立し、日本非核宣言自治体協議会に加わること。市民への啓発を進めるため、本市の都市間連携や国際協力を通じた世界の平和と発展への貢献について、パ

ネル展示等を 18 区すべてで実施するとともに、内容の充実を行い、平和を希求する姿勢を国内外へ発信すること。

- (4) ピースメッセンジャー都市として、また平和首長会議加盟自治体として、広島・長崎市主催の平和式典や原水爆禁止世界大会等への市民代表を派遣し、核兵器の廃絶・米軍基地の撤去等をめざす平和活動への支援を大幅に拡充すること。
- (5) 横浜大空襲の日(5月29日)を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を実施・強化し、また、過去の歴史に学び、未来の平和を願い、過去の戦争の実態を伝えるとともに現代の戦争やその国際背景についても学ぶことができる展示や研究、教育を発展させることを目的とした(仮称)横浜平和ミュージアムをつくること

2. 国際平和の理念の尊重について

- (1) 経済活動に偏重した現行の横浜国際戦略を改め、国際平和の理念を基本に据えること。東南アジアや東アジアとの都市間連携・交流は、日本が過去に侵略行為を行ったという歴史認識に立ち実施すること。
- (2) 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに関わる本市の関連事業については、国際平和の立場を明確に表明して実施すること。

3. 多文化共生社会の実現について

- (1) 多言語によるSNS等のシステムを構築すること。市内在住外国人の生活上抱える悩み、問題などを解決するためのアンケートで実態をつかみ、市内在住外国人の支援を強めること。

【市民局】

1. 行政区運営

- (1) 区づくり推進費を増額し、区民の意見を反映した予算を組めるようにすること。
- (2) 区づくり推進費の配分は、区の実情や取組に配慮し、配分基準に、市税、国保料の収納率を使わないこと
- (3) 個人情報漏えい事故が頻発していることをかんがみ、戸籍課などの窓口業務をはじめ区役所の事務事業については、非正規雇用や民間委託はせず、正規職員で対応すること。
- (4) 市民にとって、転居の際などの諸手続きが、一つの窓口で行えるように、必要な体制をとること。
- (5) 区民のあらゆる相談に対応する「困ったときはこちらへ」という分かりやすい総合相談窓口を設置すること。窓口で受けた相談を担当部署につなげ、解決に向けた支援を行うことができるように人材育成を引き続き行うこと。
- (6) 住民の利便性向上のためにも行政サービスコーナー設置数は減らさないこと。
- (7) 区庁舎において、市民・市民団体と一緒に平和展や原爆展などを開催し、市民の平和への願いを発信すること。
- (8) 窓口での対応業務を自治体業務から切り離し、委託できる地方独立行政法人を設立しないこと。

- (9) 住民サービスの低下と官製ワーキングプアをもたらす窓口業務のアウトソーシングは行わないこと。

2. マイナンバー

- (1) マイナンバーの記載がなくても不利益がないことを市民に知らせること。また、違法なナンバー収集などの被害にあわないよう、市民啓発を強めること。

3. 横浜文化体育館再整備

- (1) 横浜文化体育館の再整備にあたっては、設立目的にかんがみ、市民が主役でスポーツ文化を享受できるよう、運営が利益本位の興行中心となる PFI 手法はやめること。

4. 人権

- (1) 性的少数者の人権が尊重されるよう、当事者が必要としている支援策をさらに拡充すること。渋谷区のように「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」制定にむけた検討を行うこと。それ以前に要綱で性的少数者のカップルをパートナーとして公的に証明する制度をつくること。
- (2) 性的少数者の方々が安心して利用できるよう、多目的トイレ(誰でもトイレ)の設置を、様々な場所で進めること。
- (3) 本来利用すべき人が使えるよう、多目的トイレの正しい目的を周知徹底するとともに、増設すること。また、オストメイト対応トイレの設置に努めることとされている一定規模の施設での多目的トイレ(誰でもトイレ)の設置が進むよう助成制度を設けること。

5. 市民利用施設等

- (1) 地区センターの利用時間枠を利用者の立場から、9-12時、13-17時、18-21時に見直し、市民活動の一層の活性化に寄与する利用しやすいものにする。受益者負担の考え方を改めて、利用は無料に戻すこと、
- (2) 地区センター、コミュニティーハウスのトイレは、和式も残しつつ、洋式へと改修し誰でもが使いやすいものにする。
- (3) 公共施設の利用基準は市民がより使いやすいものとなるようにすること。
- (4) コミュニティーハウスの有料化をすすめないこと。
- (5) 栄プールは廃止せず、修繕・整備して存続すること。

6. 地域スポーツ支援事業

- (1) 子どもの体力向上事業をさらに拡充すること。

7. 広報広聴

- (1) 市の Web ページを情報バリアフリーガイドラインに沿って整備すること。
- (2) パブリックコメントの募集は、インターネットホームページ中心ではなく、より多くの市

民が意見を出せるよう、あらゆる市民に情報をわかりやすく提供し、十分な期間を設定すること。形式的な実施で良しとせず、市民との協働による市政実現を図るために機能させること。内容によっては、関係団体の意見を訊くことができるよう発信に努めること。

【文化観光局】

1. 区民文化センターの整備

- (1) 港北区民文化センターの整備は、答申に基づいてなお一層確実に進めること。
- (2) 区民文化センター未整備区については、市民要望が高いので早急に整備計画をつくり、整備すること。

2. 国際都市として

- (1) 「東アジア文化都市 友好協力都市協定」に基づき、市民への広報にも努め、引き続き日中韓都市間交流事業を押し進めること。
- (2) 大規模な行事の開催時には、平和都市宣言、非核兵器平和都市宣言を議会で決議している国際都市として、国際局などと連携し、平和のメッセージを発信すること。

3. 次世代育成事業

- (1) 芸術文化教育プログラムは、希望する学校の要請に応えられるよう、また児童・生徒すべてが受けられるよう拡充すること。

4. 観光・文化施設

- (1) 市所管の観光・文化施設での多言語対応を進め、言葉のバリアを除くこと。
- (2) 市所管の全ての観光・文化施設において、バリアフリー化、点字フロアガイド、音声ガイド、手話スタッフの配置、授乳室、ベビーカー置き場の整備、ベビーカーの貸出など、高齢者、障害者、乳幼児連れへの対応を充実させること。市として支援の拡充を行うこと。
- (3) 能楽堂で行われているバリアフリー能のように、視覚障害者むけ副音声、聴覚障害者むけ字幕配信など、障害特性が配慮された環境のもとで障害者が楽しめる催事を、市内の文化施設で積極的に行うこと。また、そのための支援を積極的に行うこと。
- (4) 区民文化センターをはじめ、市民利用施設の修繕、設備の更新が計画的に行えるよう、十分な予算を確保すること。

5. 観光都市

- (1) 文化観光都市の魅力アップと、旅行者へのサービスとして無料 Wi-Fi の整備拡充をすすめること。
- (2) 横浜マリンタワーのあり方について、市も参画して市民の財産としての価値を重視した取り組みとすること。

【経済局】

1. 中小企業振興

- (1) 中小企業振興基本条例第7条に基づき、市内中小企業の持っている力を積極的に引き出す施策を検証し、具体化をすすめること。
- (2) 市内企業の82.5%を占める小規模企業を本市経済の基幹に位置付けること。地域の課題にきめ細かく対応するため区役所に経済産業課と（仮称）「小企業なんでも相談窓口」を設置すること。特に小企業に対して、企業の成長と同時に営業継続のための支援を充実させること
- (3) 小企業のための営業継続を目的とした無担保無保証の小口融資制度をつくること。
- (4) 京浜臨海部守屋・恵比須地区の研究開発拠点施設は、本市経済局が公の施設として運営し、同時に同地区の研究開発を行う中企業のセンター施設とし機能させること。

2. 地域経済の仕事興しのために

- (1) 「商店街個店の活力向上事業」をさらに発展させ、さらに、その枠を超えた商店街の外の地域の個店にも着目した商業施策を充実させること。
- (2) 企業誘致は財政的インセンティブから、他局と連携し、本市の歴史文化、環境、人材・市民力などソフト面での魅力などに通じたシティセールスを中心に見直すこと。
- (3) 市内中小企業・自営業者の同業・異業種間交流の取り組みを、さらに発展させること。
- (4) 各区役所管内の公施設の100万円以下の補修・修繕などは、地域の生活者でもある同じ区内の小企業の信頼と責任に依拠して発注すること。

3. 労働環境の改善

- (1) 長時間労働や残業、休日出勤の強要、パワーハラスメントや法令違反などを行っている、いわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」に苦しむ市民のため、弁護士、社会保険労務士などを交えた労働相談を各区で行うこと。
- (2) 冊子「ワーキングガイド」「ワーキングガイド（アルバイト編）」を市内各所への配布と、県とも協力し市内高校生徒や市内にある大学の学生全員に配布すること。
- (3) 残業代ゼロ等、労働法制の改悪はやめるよう、これまでの傍観者的態度を改め積極的に国に働きかけること。

4. 横浜市中央卸売市場

- (1) 福島第一原発事故はいまだ終息していないため、引き続き、本場市場での放射能検査体制を継続すること。

【こども青少年局】

1. 子どもの貧困解決にむけて

- (1) 子どもの貧困対策に関する計画の実施にあたって、数値目標を明らかにし、貧困率を下げるために必要な予算を確保すること。

- (2) いわゆる「子ども食堂」などの子どもの居場所づくりをする団体への「人材育成」「場所の提供」「情報交換の場の提供」など、区とも連携して積極的な支援を強めること。

2. 放課後児童クラブ

- (1) 放課後児童クラブの施設について、市町村事業として法に位置付けられたことから条例基準に適合させるために必要な移行費用（分割移転・耐震のための引っ越し）は市の責任で全額負担すること。
- (2) 放課後児童クラブの運営について、今後安定的な運営を行うためにも人材育成や一般事務作業（経理・勤務管理など）への支援を行うこと。
- (3) 放課後児童クラブの常勤職員の処遇について、運営主体任せでなく、また国だけに頼らず、本市として基本給の増額や勤続年数加算を行うこと。また非常勤職員についても増額することと、社会保険の加入についても市基準に合わせるようにすること。
- (4) 放課後児童クラブの職員配置について、規模に関わらず、最低でも一施設2名の常勤・1名の非常勤を配置すること。また、規模の大きな施設についての加配、障害児受け入れのための加配基準の増額も行うこと。
- (5) 放課後児童クラブでの緊急時の防災品の備蓄について、市として全クラブに現物支給すること。
- (6) 放課後児童クラブへの支援を強化するために、専任の担当部署を全区に配置すること。

3. キッズクラブについて

- (1) キッズクラブの運営費について、施設規模による運営費加算が実情と合わず、約3分の1のクラブが上限を超えていることから、実態に合わせて加算区分の抜本的見直しを行うこと。
- (2) キッズクラブの運営について、17時以降の留守家庭児童の対応について、あまりにも少ない利用率向上にむけて、小学生の保護者に対してのニーズ調査を行い改善すること。
- (3) キッズクラブの規模に見合う専用ルームを確保すること。

4. 保育所等

- (1) 本市が子育て世代を応援するために保育料の抜本的引き下げを行うこと。
- (2) 名目上の待機児解消ではなく、保育ニーズ予測に基づき、いわゆる「隠れ待機児童」をうまさないような施設整備を行うこと。
- (3) 保育環境を悪化させることにつながる定員枠の弾力化・定員外入所は安易に行わないこと。
- (4) 子どもの貧困問題が社会問題化し、公立園の役割がますます大きくなっているなかで、粛々と公立園を民間移管することはやめて、市立保育所54園ネットワーク事務局園化計画そのものを見直すこと。
- (5) 保育士の処遇について、国による技能・経験による加算という限定的なものではなく、全保育士の賃金の抜本的底上げを行うこと。
- (6) 保育士の現状の配置基準では、有給休暇をとることや週休2日・残業をなくすことなどが

事実上できないため、国基準を超える保育士の更なる加配をするための助成を行うこと。

- (7) 市立保育所の民間移管の際に一定の経験年数を有する保育士の配置を要件としているように、全ての私立保育所に同様の保育士配置基準を設けるなどの現行の指針を定めること。
- (8) 事業者に対しての宿舍借り上げ支援事業では小規模園では恩恵が得られないため、保育士個人へ家賃補助を行うことも合わせて進めること。
- (9) 女性医師・看護師の職場復帰支援ともなる病院内保育室の整備を促進させるために、院内保育事業では、勤務実態にあった早朝・夜間保育、病児・病後児保育などを行えるような運営費加算を実施すること。また病児保育のための施設だけでなく、緊急時に対応できる病児保育シッター派遣を可能とする相談窓口の設置等のシステム構築を行うこと。
- (10) 保育施設が増えるにしたがって全園への嘱託医を可能とするために、専門の小児科医でなくとも嘱託医業務が遂行できるように研修会の実施やマニュアルの作成を行うこと。
- (11) 保育給付費は本来は子ども一人一人にあてて出されるものであり、それを代理受給している運営法人がいくら国通知にしたがっているとはいえ、目的外使用が当たり前の運用にならないようにすること。
- (12) 保育給付費の確定払い（後払い）について、新規開設などで運営困難にならないような援助制度を設けること。
- (13) 文科省が幼稚園の環境基準を定めているが保育園を所管する厚生労働省は環境基準を定めておらず、建築基準法によるもののみで、結果、鉄道や道路の高架下やビルの高層階にも保育園が設置できるような事態がひろがった。それらを改め、子どもの心身の健全な発達と子どもそのものがもつ安全で静謐な環境で育つ権利を保障するために、環境基準を具体的に定めることを国に求めると同時に、本市独自の保育園の環境基準を定めること。

5. 認可外保育所

- (1) 横浜保育室について、横浜に住む子どもへの財政的保障を差別しないように、基本助成費と補助金の増額を行うこと。また、横浜保育室への家賃補助額の増額を行うこと。届け出済み認可外保育施設への家賃助成を新設すること。
- (2) 川崎市だけでなく隣接市（藤沢市・鎌倉市・横須賀市など）からの横浜保育室への入所希望児も認めること。
- (3) 年度途中の入園希望にも柔軟に応じている横浜保育室への保育士雇用対策費について、年度当初（4～6月）だけでなく、1年を通して空定員分の基本助成費保障を行うこと。
- (4) 横浜保育室の職員と園児に対しての健康診断費用を助成すること。
- (5) アレルギー対応を行っている横浜保育室への助成を行うこと。
- (6) 届け出済み認可外保育施設についても、毎年市による立ち入り調査が行われ、また当然横浜の待機児童解消のために大きな役割を担っているため、川崎市と同様に認可外でも公的助成を行うこと。

6. 障害児支援について

- (1) 放課後等デイサービスについて、様々な業態の民間事業者が参入することにより質の担保

が急務となっている。そのためのガイドラインの徹底と事業所への監査を厳正に行うこと。
また運営費の目的外使用を規制すること。

- (2) 放課後等デイサービスについて、過去事件のあった異性介助によるわいせつ事件を防止するためにも、利用者への同性介助の実施を、単に事業所への指導にとどまらず、徹底すること。
- (3) 「放課後等デイサービスガイドライン」で目指している基本的役割を実際に果たしてもらうための施設の人員体制や面積基準を定めること。
- (4) 放課後等デイサービスについて、重症心身障害児の受け入れが行えるように看護師の配置が促進するような補助を行うこと。
- (5) 発達障害のある中高生への学校生活や放課後について支援を十分に行うために、学齢後期障害児支援事業所の増設を行うこと。
- (6) ニーズが高まっている地域療育センターを増設すること。
- (7) 現在依頼が急増している地域療育センターによる保育所幼稚園巡回指導・小学校訪問教職員研修が十分に行えるような専門職の増員を行うこと。

7. 児童虐待・育児不安への対策について

- (1) 急増する児童虐待件数に対応するために、既存の児童相談所の人員体制を強化するとともに、児童相談所の増設を行うこと。
- (2) 区毎の児童虐待対応機能を高めるために、区役所での体制強化を図ること。
- (3) 虐待の未然防止や早期発見のためにも、乳幼児訪問を100回実施すること。
- (4) 出産年齢が高くなる傾向に対応するため、安心して本市で出産できるように妊産婦健診の補助回数を現行より増やすこと。
- (5) 国の動向を注視するとともに、本市の不育症に対する治療費助成制度を創設すること。

8. 引きこもりの若者の自立支援について

- (1) 引きこもりの若者の自立支援強化のために、地域ユースプラザの増設をおこなうこと。また自立支援機関だけでなく、区役所においてアウトリーチできるような支援する部署を創設すること。
- (2) 引きこもりの若者支援の役割を担っている自主的サークルに対して、その役割を認めて、補助を行うこと。
- (3) 不登校の子どもたちの居場所づくりのため、横浜教育支援センター(ハートフルスペース、ハートフルルーム等)の充実をはかること。同時に、そういう居場所を増設すること。高校中退者のサポート機能充実のため、若者サポートステーションの体制強化を図ること。
- (4) 就労につまづいた人への支援充実のために、市就職サポートセンターが実施しているインターンシッププログラムの募集枠(現在13名)を広げること。
- (5) 学校保健安全法第5条に基づき、不登校状況であろうと在籍している子どもの健康診断の権利を保障するよう、必要な手立てを講ずること。

9. 青少年を育む地域の環境づくり

- (1) 「青少年の地域活動拠点」について、既存施設の機能を拡充するために体制の強化を行うこと。また未設置区への設置を進めること。

10. 原発事故による放射線被害への対応

- (1) 空間線量を測るのみの簡易検査で基準を下回るとして、300 園の保育園などに埋設された除去土壌は、北部汚泥資源化センターの保管施設に移動させること。

【健康福祉局】

1. 国民健康保険

- (1) 保険料を引き下げること。
- (2) 保険料滞納者に対し、滋賀県野洲市の例に倣い、機械的、一律的、強権的な差し押さえはしないこと。換価猶予の期間を3か月から国税並みの6か月に拡げること。換価猶予申請ができることを知らせること。
- (3) 国保の都道府県化にあたっては、一般会計からの繰り入れは引き下げないこと。

2. 高齢者・介護施策（介護保険料・利用料について）

- (1) 高齢者実態調査では、介護保険料について高齢者一般が74.3%が負担であると回答し、うち8・7%が支払困難であると答えている。第7期計画策定にあたっては、保険料を引き下げ、本市独自減免を拡充すること。
- (2) 介護保険料の滞納によってペナルティが発生し、介護保険サービスを利用しづらくなっている高齢者に対して、市独自に救済措置を講じること。
- (3) 介護サービス利用料減免制度の拡充と、低所得者の負担軽減を国に要望すること。本市独自助成制度を拡充すること。
- (4) 補足給付の申請に対して、生活保護申請のように預金通帳の写しや同意書などを一律に求めないなど運用上で裁量を持つこと。
- (5) 介護保険の国の公費負担を増額するよう、国に求めること。また介護保険制度の充実や介護報酬の引き上げなど必要な働きかけを、国に対し市独自に行うこと。

3. 高齢者・介護施策（介護サービスについて）

- (1) 「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」について、利用者が必要なサービスを使えるように、サービスの量と質の確保に市として責任を持つこと。
- (2) 今後も基本チェックリストを介護認定を受けさせない“水際作戦”として使わないこと。
- (3) 要支援者向けサービスの現行相当の訪問介護・通所介護サービスは継続し、報酬を維持すること。
- (4) 通所デイサービスで基準緩和を導入しないこと。
- (5) 介護保険の制度改正が行われているが、今以上にサービス低下にならないように国に対して強力に要望を続けること。

4. 高齢者・介護施策（介護施設と住まいについて）

- (1) 特養ホームの増設について、市長の公約通り、現行年間 300 床の倍の整備を介護保険 7 期計画 1 年目から明記し、整備すること。また、減らしたショートステイも、その必要性にかんがみて、必要量を確保できるよう対策をとること。
- (2) 特養ホームには原則要介護 3 以上が入所の要件となったが、要介護 1・2 でも特例入所の 4 要件を満たせば入所できることを市民に周知すること。また、要介護 1・2 というだけで退所扱いにならないよう、特例入所要件の周知も徹底すること。
- (3) 低所得者・高齢者向けの住まい確保等を抜本的に強めること。特に、特別養護老人ホームの入所対象から外された「要介護 1・2」の人が、低所得でも入居できる施設を整備すること。サービス付き高齢者住宅が増加しているが、特養と比較し 1.5 倍程度負担増となるため、低所得者の利用は厳しい。低所得者が入居できるよう、市として助成すること。
- (4) 養護老人ホームの恵風ホームは、移転後も市直営とし、公設公営の養護老人ホームを増設すること。
- (5) 現行のデイサービスを利用して宿泊することができる「お泊りデイサービス」において、劣悪な環境が散見されることから、実態を調査すること。抜本的にはこのサービスを使わなくてもすむように、低所得でも安心して住める老後の住まいを提供すること。
- (6) 認知症高齢者向けのグループホーム増設を促進すること。

5. 高齢者・介護施策（介護人材確保について）

- (1) 介護職の抜本的な処遇改善を国と県に求めるとともに、市としても処遇改善施策を拡充すること。また、資格取得のための研修や、更新研修、事業所研修の費用助成をするなど、市独自の定着支援を強化すること。
- (2) 介護職員処遇改善加算を、病院勤務看護補助者へも適用するよう国に求めること。
- (3) 介護の人材不足を解消するために、外国人活用や無資格者の活用に偏することなく、介護人材の需要計画を市として策定すること。処遇改善と質向上につながる専門職種の育成を、市として行うこと。新たに就職支度金や赴任費を支給すること。

6. 高齢者・介護施策（地域包括ケアシステム関連）

- (1) 7 期計画では、介護保険は社会保障制度であり、社会保障はすべての市民に人間らしい生活を営むことを保障する仕組みであることを明確にし、高齢者が自立した質の高い生活が送れる観点を貫くものとする。
- (2) 介護保険法改正で、「自立支援・重度化防止」に力点を置くことになったが、介護費用抑制自治体への財政支援を手厚くすることは、必要な介護から利用者が締め出されることにつながる。介護サービスを必要としている人が確実にサービスを受けられるように機械的な介護費用抑制等はやめること。
- (3) 障害福祉サービスと介護保険サービスが「一体化」されれば、サービスの質の低下が懸念される。また、少なくない障害者が要支援 1・2 などの「軽度者」として総合事業の対象になり、障害者に対する専門サービスの公的責任があいまいにされることになる。65 歳以

上の障害者が障害サービスを継続して利用できるように、市が独自の対策を講じること。

- (4) 国による地域共生社会構想の推進は、住民の様々な生活課題に関して、まずは地域住民に解決を図らせ、それで解決できない場合は福祉制度で対応するという、社会保障の変質した理念を前提とするもの。これは、国の責任を放棄するものであり、中止するよう国に求めること。

7. 高齢者・介護施策（その他）

- (1) 敬老パスは現行制度を維持し値上げしないこと。

8. 後期高齢者医療制度

- (1) 保険料の引き下げを市として広域連合に求めること。
- (2) 短期証の発行はやめること。
- (3) 後期高齢者医療制度は廃止して、当面もとの老人保健制度に戻した上で、新たな医療制度の構築を図るように、国に対して働きかけること。

9. 障害者施策

- (1) 障害者の当事者や家族の団体などの公的な役割をかんがみ、市として、それらの各団体の案内・紹介を積極的に行い、団体と当事者・家族をつなげる役割を果たすこと。
- (2) 障害者が生活保護を受けることなく生活できるように、障害者基礎年金の引き上げを国に求めること。
- (3) 障害者の自主製品の常設売店を拡充するために、地域活動支援センターに加えて、他の市施設などの公的スペースを今以上に使えるようにすること
- (4) 福祉パスを無料に戻すこと。
- (5) 地域活動支援センター・グループホームなど福祉施設職員の処遇改善のための独自施策に、さらに取り組むこと。
- (6) 障害者支援団体への育成補助金を増額すること。
- (7) 障害者自立生活アシスタント事業の対象を、支援が必要な障害者に拡充するとともに、支援内容を拡充すること。
- (8) 基幹相談支援センターは、同等の機能とサービスが全区において確保されるようにすること。障害種別によって、対応に格差を生じさせないようにすること。障害児者計画相談支援の質の向上を図るため、報酬引き上げを国に求め、運営費等を助成するなど、市独自の取り組みを行うこと。
- (9) 区福祉保健センターにおける精神障害担当の医療ソーシャルワーカー（MSW）が、対象疾病の患者、手帳取得者が増加しているにもかかわらず、あまりにも少なすぎる。区福祉保健センターに医療ソーシャルワーカーを増員すること。
- (10) 生活支援センターにおいて、精神障害者の相談支援体制の中核になる生活支援センターの相談支援機能を拡充するとともに、訪問相談支援を強化し、そのための人員増を図ること。センターの機能格差（A型B型）を至急解消すること。また、各種リハビリプログラムや生

活訓練を実施し、センターの機能に加えること。すべてのセンターで退院サポート事業（精神障害者地域移行・定着支援事業）を実施し、そのための予算を確保すること。また、退サポ事業担当職員の増員など、長期入院患者の退院・地域定着事業を拡充すること。

- (1 1) 精神保健福祉課を再整備し、精神障害者の医療・保健・福祉対策に関して一体的に責任ある体制をつくること。
- (1 2) 医療機関と結びついていない精神障害者に対して粘り強い訪問・支援を行っている支援団体等に対して、市独自の補助金を交付すること。
- (1 3) 精神障害者の多機能型地域生活拠点については、生活支援センターの活用ではなく、整備計画を作り、市の責任で整備すること。
- (1 4) 働く精神障害者のために、精神障害者の職場定着支援策の充実・強化を図ること。また、就労の場である市委託事業の維持、拡大と障害者の店（目的外使用許可）の維持、拡大を図ること。平成 30 年度の精神障害者の雇用義務化にむけて、企業、就労支援センター、障害福祉サービス事業所が連携をはかり、精神障害者が安心して働くことができるよう、市は橋渡しをするとともに、市及び関係機関での雇用の拡大と充実をはかること。
- (1 5) 重度障害者医療費助成制度は、県基準にとどまらず、相模原市や藤沢市、鎌倉市などのように精神障害者 1 級の入院と 2 級にも広げ、適用すること。
- (1 6) 精神障害者の救急医療体制について、必要に応じて夜間にも速やかに入院できるように、さらに拡充すること。
- (1 7) 精神障害者に対して 2 年に一度の診断書提出が義務付けられているが、他障害では無料となっている医師の診断書が精神障害だけ有料とされている。この不合理な待遇の改善を図り、診断書を無料とするよう国に求めるとともに、国が実施するまで市として補助すること。
- (1 8) 障害者差別解消法による合理的配慮の考え方から、JR 運賃や私鉄運賃・航空運賃・有料道路料金などの割引を他障害者と同様に精神障害者にも行うことは当然であるため、他都市と連携し、その実施を関係機関に引き続き働きかけること。
- (1 9) 入居に関する障害種別のニーズ調査を行い、入居施設計画を種別に策定すること。また、障害者プランにおいて毎年 200 人分新設するグループホームに、精神障害者の枠をつくること。医療ケアや生活支援・高齢化対応などの機能の付いたグループホームの確保にも取り組むこと。
- (2 0) 宿泊型自立訓練施設は、精神障害者が自立した日常生活ができるように訓練・支援を受けられる場として重要であるが、現在市内に 3 か所しかなく、体験利用さえ断られて利用できない障害者が少なくない。市主導で宿泊型の生活訓練施設を増設すること。
- (2 1) いわゆる「精神科特例」は明らかに低い医療人員水準であり合理的配慮に欠けているため、廃止するよう、市として国に求めること。
- (2 2) 「横浜市こころの健康相談センター」を少なくとも神奈川県並みに組織体制を拡充し、設置目的をふまえ、精神保健福祉センターとして独立した業務ができる体制を整備すること。精神疾患を抱える当事者・家族にとって、新市庁舎内でのセンター設置はふさわしくない。市民から見て分かりやすく、アクセスしやすい、独立した建物に設置すること。

- (23) ガイドボランティアの利用対象者範囲が拡大されたにも関わらずボランティア登録者は増えていないため、ガイドボランティアを養成して支援対象者の増加に見合うボランティアの確保を行うこと。奨励金は減額前の金額に戻すこと。同行援護中の交通費を助成すること。
- (24) 報酬を引き上げ、ガイドヘルパーの増員を図ること。同行援護中の交通費を助成をすること。福祉バス等の利用にあたってのガイドヘルパーの同行援護を、バスでの移動時間も含めて全行程について、認めること。
- (25) 障害者の中には電車、バスに乗るのが困難な人がおり、またUDタクシーは台数が少ないため利用できないことがある。さらなる障害者の社会参加促進を図るため、ガソリン券を福祉バス等の選択肢に加えること。
- (26) 高齢期に障害となった人がその時点で資産形成しているとは限らないため、65歳以上で障害手帳を交付された人にも福祉タクシー券を交付すること。
- (27) 電子歩行補助器(電子白杖)について、交通事故防止の有効性を認め、障害者日常用具給付等事業の対象に加えること。
- (28) UDタクシー240台導入の目標に対し、99台にとどまっている。導入が進まない原因を調査し、補助金を引き上げるなど、導入が促進されるよう、施策を講じること。また、導入業者の収益を圧迫しないよう、UDタクシーが普通のタクシーと同料金であることや障害者でなくても利用できることなどを市民に広報し、利用促進に努めること。
- (29) 横浜市障害者社会参加推進センターが窓口となっているハンディキャブ(リフト付き小型車両)について、要望に応えられるよう、6台の運行、2台の貸し出しから増車すること。
- (30) パソコンやタブレット端末は、関連ソフトやアプリを入れることで、外出困難な障害者の情報収集や、文字を書くことが困難な障害者の意思伝達手段、音声認識による会話の文字化を可能とするなど、障害者にとって非常に有用であるが、障害者にとってはまだまだ高価なため、障害者日常用具給付等事業の対象に加えること。
- (31) 視覚障害者は特に情報の入手が困難であり、情報が不足しているため、各区役所の窓口における視覚障害者への対応を充実させること。また、聴覚障害者に即対応できるよう、全区役所のタブレットがいつでも使える環境を整えること。
- (32) 規制緩和によって、あんま・マッサージ・指圧に従事する晴眼者の割合が増加し、視覚障害者の安定した職業ではなくなっている。視覚障害者が得られる職が限られているため、雇用促進と就労支援について、専門機関と連携して就労支援センターの機能の充実を図ること。
- (33) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業の対象に視覚障害者も加えること。障害者基本法・障害者総合支援法で謳われている病院でのコミュニケーション支援を実施すること。
- (34) 視覚障害者が、市のお知らせ文書の内容を受け取れるよう手だてを尽すこと。
- (35) 神奈川県ではライトセンター、川崎市では情報プラザ、相模原市では今年度から点字図書館が設置されている。横浜市は社協の施設で対応しているが不十分であり、横浜市の施設として、視覚障害者への情報保障を担える施設である、総合支援センターを設置すること。

- (36) 障害者雇用促進法や企業の合理的配慮の努力等を踏まえ、視覚障害者が単独通勤の自信がつくまでの一定期間、ガイドヘルパーの利用を認めること。
- (37) WHO で定められている聴覚障害の基準は 40 デシベルであることをふまえ、軽度難聴者への補聴器交付を行うこと。県では、平均聴力レベルが両耳とも 30 デシベル以上であって、身体障害者手帳の取得に至らない 18 歳未満の方に、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業をおこなっている。横浜市民が利用できないため、同種の補助制度を、市として創設すること。
- (38) 人工内耳を補装具費支給事業の対象に加えるよう国に働きかけること。それが実現するまで、札幌市・小樽市などのように、市としての独自助成を行うこと。
- (39) 手話言語法の制定に向けて、国に対して市独自に積極的に働きかけること。
- (40) パルオキシメーターは呼吸機能障害者が日常生活を送るにあたって欠かせないため、現在障害 3 級まで認められている購入補助対象を全等級に広げること。
- (41) 市総合リハビリテーションセンターに呼吸リハビリの指導員、設備を追加・整備すること。
- (42) 横浜ラポールが老朽化している。応急対策で済ませるのではなく、修繕計画を作り、それに基づいて修繕を行うこと。
- (43) 市として依存症対策の方針を策定すること。普及啓発、相談事業等を行う依存症関係民間団体に助成措置を講じるとともに、地域支援ネットワークを構築すること。また全区で普及啓発を目的とした、講演会などを実施すること。依存症に対応できる医療機関を設けること。
- (44) 法改正で位置づけられた医療的ケアの必要な重症心身障害者について、支援の場である多機能型拠点、障害者プランに基づき、着実に整備すること。また、日中活動系サービスおよび、施設入所支援における加算の拡充、福祉事業所への医師や看護師の派遣など、医療的ケアが重層的に機能する仕組みをつくるなど、人的体制の充実を図ること。
- (45) 重症心身障害児者が 18 歳を超えるとそれまで入院していた医療機関を出なくてはならず、次の医療機関がなかなか見つからない状況である。重症心身障害児者が、年齢を問わず、安心して暮らせるよう、重症心身障害児者を受け入れる医療機関の充実・拡充をすること。
- (46) 地域の医療機関の障害理解の遅れにより、障害者が医療を受けることをためらったり、あきらめたりしている。白内障の手術を断られたりすることもある。障害者があたりまえに医療が受けられるよう、障害児者眼科診療所を整備すること。対応の難しい耳鼻咽喉科についても、障害児者耳鼻咽喉科診療所を設置すること。
- (47) 膀胱直腸障害 3 級、4 級について、医療費の負担額を軽減する公費負担の対象とすること。
- (48) 高齢化に伴い、対象者が増えている医療型（重度重複対応型）グループホームを拡充すること。
- (49) 発達障害及び B2 の手帳取得者について、対象を小学生までとしている療育機関の関与を 18 歳まで引き上げるなど、切れ目のない支援を実現するための施策を講じること
- (50) 特別支援学校等を卒業する重症心身障害の人たちのニーズを把握し、一人ひとりにあった日中活動の場の確保ができるようにすること。バリアフリーの環境整備をする事業所に対し、整備のための助成や家賃助成等の仕組みの拡充すること。

- (5 1) 要援護者が参加する避難訓練の実施など、要援護者の避難を地域で支える体制づくりを強化すること。また福祉避難所の情報など、要援護者対策の周知をはかること。
- (5 2) 発災時の障害者へのきめ細やかな対応を、区などの防災計画に盛り込むこと。また実際にそれが機能するように、障害当事者も参加した訓練を行うこと。
- (5 3) 聴覚障害者に対する災害時の具体的情報提供手段を早急に検討・実施すること。
- (5 4) 多目的トイレ（みんなのトイレ）の設置を促進させること。

10. 生活保護施策など

- (1) 生活保護の捕捉率は全国的に2割と言われているが、本市でも独自に捕捉率を調査し公表すること。
- (2) ケースワーカーの担当業務および保護利用者の増加に対応し、保護利用者への援助を充実させるため、ケースワーカーの増員を図り、研修の充実をはかること。
- (3) 引き下げられた住居費基準の改善を、国に求めること。医療費の負担金導入などの新たな制度改悪をしないことを国に求めること。
- (4) 生活保護申請書を窓口に着置し、申請権を保障すること。
- (5) 健康福祉局生活支援課への警察OB配置はやめること。引き続き、警察官OBを窓口業務へは配置しないこと。
- (6) 無料低額宿泊所が「終の棲家」になっている実態がある。利用者に劣悪な生活を押し付け、囲い込んでしまう無料低額宿泊所からの転居について、引き続き区として積極的に支援すること。
- (7) 生活保護世帯の敬老パスと福祉パスは無料にすること。
- (8) 生活保護世帯に対して、高校卒業後の大学、専門学校などへの進学を認めるよう、国に求めること。
- (9) ニーズに応えられるよう、寄り添い型学習支援事業を拡充すること。

11. その他の医療施策

- (1) 小児医療費助成制度の対象年齢(通院)を中学3年生まで拡充するとともに所得制限を撤廃すること。一部負担金などの自己負担はなくすこと。
- (2) 新興感染症や災害時の危機管理体制・在宅医療の推進を図るために区福祉保健センターへの配置医師を増員し、センター長には医師を配置し、保健所として再整備すること。
- (3) 市として、子宮頸がんワクチン接種者全員を対象に接種後症状の調査をし、実態を把握すること。また、健康被害の救済を求める申請書類が多く申請自体をあきらめる人もいるため、申請方法を簡素化するよう国に求めること。
- (4) 内視鏡による胃がん検診も、X線検査による胃がん検診と同様に、40歳以上の市民を対象に年1回の実施とすること。
- (5) 医療費の一部負担金の免除ができる無料低額診療施設をもっと増やすよう、医療機関に働きかけること。さらに、薬局法人にも無料低額診療事業が適用されるような市独自の事業を行うこと。また、同事業を広く市民に周知するよう、ホームページでの掲載、区役所生

活支援課だけへの情報提供にとどまらず関係部署をあげて行うこと。

- (6) 市内のぜん息患者の実態調査を行うとともに、東京都や川崎市のようなぜん息患者に対する医療費助成制度を創設すること。
- (7) 民生委員の定数を満たすための働きかけを市として責任をもって行うこと。
- (8) 災害時に市が編成する医療調整チームに参加する市災害医療アドバイザーが報酬や費用弁償など要綱で位置づけられている。区災害医療アドバイザーも同等に位置付けること。
- (9) 災害時に 13 の災害拠点病院に市民が殺到することがないように、医療機関のかかり方を引き続き市民啓発すること。
- (10) 災害拠点病院が自家発電を整備するにあたり、助成すること。また、改築・改修にあたり支援制度を創設すること。

1 2. 動物

- (1) 多くの自治体でやっているように、動物愛護センターにおける犬猫の殺処分ゼロをめざすこと。
- (2) 殺処分ゼロを実現するために、効果がみられた地域猫活動の支援と啓発を行うこと。
- (3) 「地域防災拠点でのペットとの同行避難ガイドライン」に基づき、地域防災拠点における飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備を積極的に支援すること

1 3. 墓地

- (1) 民間墓地開発によって、住環境の悪化など、地域に対する被害が発生していることから、墓地条例に距離規定や宗教法人の本院限定などを盛り込み、むやみな墓地開発をさせないこと。民間の墓地開発を規制しても、市民には影響が及ばないことは、2012 年度に実施したアンケート結果で出ており、需要にこたえられなくなるとの認識は改めること。
- (2) 市営墓地をさらに増やすこと。それに際しては、墓石型から納骨堂型、合葬式にシフトすること。

1 4. 受動喫煙対策

- (1) 第 2 期健康横浜 21 で行動目標として掲げられている、「受動喫煙を避ける」「禁煙にチャレンジ」については、前倒しで目標を達成すること。

【医療局】

1. 保健医療施策

- (1) 医業税制(事業税非課税・租税特別措置法第 26 条)の存続を求めるよう、国に働きかけること。
- (2) 国の動向を見守ることなく、診療報酬への消費税の「ゼロ税率」適用を、本市として国に求めること。
- (3) 休日急患診療所の建て替え計画は毎年 1 か所となっているが、要望のある 9 区で毎年複数箇所実施できるよう予算を増やすこと。

- (4) 在宅医療連携拠点の予算と人員を増やすこと。また、固定資産税の減免を行うこと。
- (5) 在宅医療に取り組む医療機関の支援を行うこと。在宅医や訪問看護人材の養成を行うこと。
- (6) 医師確保対策として設けられている市大医学部学生募集にあたっての地域医療枠の学生が、卒業後、横浜市内医療機関において診療活動することを条件づけるよう、市が率先して取り組むこと。
- (7) 小児がんや重度障害等、医療ケアが必要な子どもの在宅医療を推進すること。
- (8) 女性医師復職支援として、病児・病後児保育の補助を拡充すること。病児シッター派遣補助を新設すること。
- (9) 市内医療機関の看護師不足の状況をかんがみて、抜本的な看護師確保策を市として進めること。
- (10) 神奈川県地域医療構想における横浜構想区域についての具体策となる、よこはま保健医療プランにおいて、入院難民が出ないよう全域的なバランスある病床確保に努めること。
- (11) 市内1区域とした地域医療構想での病床整備にあたっては、患者の受療動向や既存の医療機関への影響等にも十分配慮し関係団体と協議すること。
- (12) 地域包括ケア会議に病院代表を入れること。

【温暖化対策統括本部】【環境創造局】

1. 市内農業

- (1) 本市の地産地消ビジネス創出支援事業や「よこはま地産地消サポート店」は広がっているが、市民への周知およびイベントなどサポートを更に広めること。
- (2) 都市農業振興とその担い手を増やすため、遊休農地対策として実施している農地流動化事業や農地マッチング事業について、取り組みの実態を鑑み目標値を引き上げること。
- (3) 市民が農園区画を借りて農作物を耕作できる「特区農園」や「農園付公園」等は、農体験ニーズに対応できるように拡充をはかること。
- (4) 国の都市農業振興基本計画では小規模農地の面積基準を300平方メートルに改定。生産緑地を確保するため、国の改定に基づき本市の関連条例も改めること。

2. 緑の保全

- (1) 斜面地緑地保全については、市の緑地保全制度の周知徹底と強めること、また、マンション建設や宅地造成等による斜面緑地喪失を規制する条例等を関係局と協議し整備すること。
- (2) 第7回線引き全市見直しは本市の緑地保全施策に逆行するものである。市是である緑の保全とみどり税徴収者として、緑地の総面積を減らさず、農地の保全を優先させる立場で現存進めている都市計画改定手続きを中止すること。

3. 地球温暖化対策

- (1) 日本をリードする大都市横浜として脱原発宣言を行い、市民の生命と環境を守るため全ての原発再稼働に反対すること。現在、稼働中の原発（川内1・2号、伊方3号、高浜4・5号）は即時運転中止するよう、各電力会社と国に申し入れること。

- (2) 今世紀後半に温室効果ガス実質排出ゼロをうたっている「パリ協定」を受けて、日本最大政令市として本市地球温暖化対策を再検討し、温室効果ガスの排出削減目標を引き上げること。そのための新たな再生可能エネルギーの創出計画を立て、実行すること。
- (3) 地球温暖化対策実行計画は原子力発電ゼロの立場に立った計画に見直すこと。
- (4) 地球温暖化対策実行計画の基本方針の1つに位置づけられた地域におけるエネルギーの創出と地産地消の推進については、計画目標を前倒しした年次計画に改めること。
- (5) 創エネ施策強化のために、建売住宅へのインセンティブとして、太陽光発電等の住宅用スマートエネルギー設備・太陽熱利用システム設置費補助事業を復活すること。
- (6) 本市の購入する電力は、再生可能エネルギーを電源とする電力供給会社から購入をすすめること。
- (7) 市民・事業者・行政等の出資により電力会社を立ち上げ、電力の地産地消を進める「横浜地域新電力(仮称)」構想を立て、実行すること。

4. 放射能汚染対応

- (1) 現在、南部・北部汚泥資源化センターに保管している2014年3月以前の下水汚泥焼却灰は、東京電力と国の責任で保管管理するよう、東京電力と国に申し入れること。

5. 下水道対策他

- (1) 時期中期経営計画においては、下水道管の保全と老朽管更新に必要な人員と予算を確保すること。
- (2) 頻発するゲリラ豪雨が懸念され地域においては、内水排除対策を講じること。
- (3) 50m/m、60m/m対応の雨水幹線整備事業の促進をはかること。
- (4) 港北区篠原地区の下水道未整備(残り1工区)区域を解消すること。
- (5) 神奈川区入江町公園プールは、存続させ、市民利用に供すること。

【資源循環局】

1. 資源化の推進

- (1) 高齢化地域や新住民が増加する中で、「ヨコハマ3R夢プラン」の推進が重要となっている。地域任せにすることなく市民の理解・納得が進むよう啓発事業を小学校区単位で行うなど、強化すること。
- (2) ①リデュース啓発ポスターの掲示等の協力をスーパーマーケットやコンビニ店などに要請するなど、目に見えるリデュース普及のための取り組みを強化、レジ袋や割り箸の削減、簡易包装の推進など、さらなるゴミの減量化を強化すること。②不要となった家具等の常設展示で、販売機会を造る等、リサイクルショップを復活すること。
- (3) 各区役所ロビー等で生ごみの土壌混合法等の実演講習等、更なる生ごみの減量・資源化の推進・啓発を行うこと。
- (4) 食品ロス・生ごみの削減のため、小中学校での児童・生徒に対する啓発を引き続き教育委員会と協力して行うこと。

- (5) ごみ集積場所を荒らすカラス・小動物対策として、カラス対策ごみネットなどに対する設置補助制度をつくること。

2. 喫煙禁止地区の推進

- (1) 喫煙禁止地区における過料制度はやめ、徹底した啓発キャンペーンにより禁煙啓発・吸い殻ポイ捨て禁止事業を進めること。喫煙禁止地区を市内副都心および郊外区のターミナル駅周辺等に広げること。
- (2) 受動喫煙被害が懸念されている。設置喫煙禁止地区以外においても区・地域とも連携し、歩きタバコ防止パトロールや啓発活動をさらに進めること。

【建築局】

1. 市営住宅等

- (1) 公営住宅入居希望者の応募倍率は 10 倍程度で推移している。(市営 11.3 倍 2017 年 4 月募集分) 公住法の目的に即し、希望者に住宅が提供できるよう、市営住宅新規建設に転換すること。
- (2) 高齢者・障害者(単身者世帯含む)の住宅確保は、困難さを増している。2015 年度から市営住宅の応募枠を拡大しているが、実態に見合った供給になるよう、さらに拡充すること。
- (3) 1 階への住み替え希望の待機世帯が増大している現状に鑑み、速やかに住み替えが実現するように現行規定を改定すること。
- (4) 市営住宅入居者(障害者、高齢者とも)のバリアフリー対応への改善要望に、速やかに応えられるように予算を増額すること。
- (5) 市内に避難している福島原発被災者の住宅支援策を継続すること。①国に対して長期無償の住宅提供を保障するなど新たな立法措置を求めること。②応急仮設住宅として市営住宅に入居している世帯への家賃減免を実施すること。
- (6) 高齢化社会、多世代共生、地域コミュニティの再生、バリアフリー化など安心して暮らせる地域づくりの見地から、大規模市営住宅団地の再生・整備を行うこと。特に、昭和 30 年から 40 年代に建設した大規模な市営住宅は、エレベーター設置等の改善にとどめず、団地再生事業として速やかに具体化すること。
- (7) 昭和 40 年代に建設した市営野庭団地は、エレベーター設置などの部分的な改善策にとどめず、団地の再生事業として事業化すること。例えば、バリアフリー化を求める世帯が優先入居(住み替え入居含む)出来る共同住宅を先行的に建築するなど、要望にこたえつつ、団地全体の再生・整備を進めること。野庭団地をモデル実施団地にして行うこと。

2. 住まいの安全・安心度(レベル)の抜本的向上にむけて

- (1) 市民の住まいの安全・安心を確保するために、現行の各種住宅耐震化・耐火化改修助成制度を更に拡充し、耐震・耐火化を促進すること。
- (2) 命を守る最小限の備えである防災ベッドや耐震シェルター設置の補助戸数を抜本的に引き上げること。

- (3) 市民が住宅の建替え、改修工事を行う際に、防災・減災対策、住環境の改善、エコ住宅推進、バリアフリー化等に取り組みやすくするために、各種の補助制度を拡充すること。

3. 住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等について

- (1) 上郷猿田地区開発計画は、都市計画手続きを中止し、国の市街化抑制方針、本市の緑アップ計画等の原点に立ち返って、市の責任で緑地を買い取ること。
- (2) 公共公益負担義務を逃れるために、分割開発などの脱法的な開発・宅地造成等が依然後を絶たない。高齢化と人口減少、工場の移転・撤退等の新たな事態を前提に、良好な住環境の形成、災害への備え等のまちづくりの基本理念に即して、工場跡地等の住宅地開発など開発行為に匹敵する事業については、開発計画とみなして、必要な規制を行えるように、条例等を改正して規制すること。

4. 災害対策

- (1) 斜面地で宅地開発を開始後、何らかの事情で工事を中断、その後、事業を放棄する等、防災の見地からは極めて危険な現場が現にある。開発や宅造の許可及び完了検査の許認可権は市にある。当局は現場ごとの実態に見合った対応が求められるが、扱う件数は膨大であるため、書類審査で許・認可している実態がある。扱う件数に見合った、また、現場に足を運んで審査出来る人員を確保すること。
- (2) 崖地の防災対策については、崖対策を希望する土地所有者全員に補助できる予算を確保すること。

5. 住まいにかかわる相談窓口の設置

- (1) 住まいに係る相談は、どこに持ち込めばよいのかわからないのが実態である。「住まいの相談は、どんなことでも気軽に区役所へ」との情報発信を全市民に周知・徹底すること。

【都市整備局】

1. 都心臨海部再開発について

- (1) 横浜駅きた西口鶴屋地区再開発計画は、国家戦略特区制度導入で建築物の容積率アップを認めたことで、特定の権利者に莫大な便宜・利益を与えるものになっている。横浜駅周辺再開発は現行のまちづくりルールに基づいて行うこと。また、超高層ビルの建築は、防災・減災上大きな不安を内包している。市民にとって安心・便利な計画に見直すこと。
- (2) 東高島駅北地区開発計画は、土地利用計画の転換がはかられたこと、地区計画を見直したことで、容積率アップや高さ制限の緩和等によって、特定の権利者に莫大な便宜・利益の供与になる。再整備事業は、既存ルールの枠内で行う指導に徹すること。東高島駅北地区開発計画における運河埋立計画はやめること。神奈川台場は、歴史的埋蔵遺産として保全すること。再整備計画全体を改めて見直すこと。

2. 防災まちづくり(被害を出さない地域・社会の実現)の推進について

- (1) 本市は、大地震の発生確立 30 年以内 80 超、豪雨による鶴見川・帷子川流域等の甚大な浸水被害想定、1 万か所近い土砂崩落危険地域・3000 か所を超える大規模盛土造成地の存在など、災害リスクが極めて大きい大都市である。本市の街づくり計画は、これらの視点をふまえたものにする必要がある。第一に、巨大災害について最新の知見に基づいて、横浜市独自の被害想定を行うこと。第二に、被害を最小限にするための街づくりの基本方向を明確にすること。第三に、本市の都市マスタープラン、都心臨海部マスタープラン、臨海部再整備計画、横浜駅周辺再整備計画（エキサイトよこはま 22 計画）等のまちづくり計画に、防災・減災の観点を貫徹すること。
- (2) 災害に強い住宅を造ることは、大規模災害への「備え」、「命を守る」うえで極めて有効である。災害に耐えうる住まいづくりの重要性を、全市民に啓発、周知徹底の方策を具体化すること。

3. 横浜駅周辺地区の防災対策

- (1) エキサイトよこはま 22 計画については、防災・減災の観点から根本的に見直すこと。第一に、最新の知見である帷子川浸水被害想定に基づき、当該地区の被害想定を行うこと。第二に、大地震時の対策に加え、新たに公表された帷子川浸水被害想定への対策、とりわけ避難・誘導についての計画を含む横浜駅周辺地区独自の防災計画を本市の責任で策定すること。第三に、熊本地震の教訓に照らし、超高層ビルが林立する現計画を根本から見直すこと。
- (2) 横浜駅周辺地区は、海水面下の地下街と海拔 0～1.5m の地盤等で構成された、浸水リスクの極めて高い区域である。命を守るための最優先課題は、「避難」行動の的確な誘導にある。そのためには、「海水面以下にあることを明示する海拔標示」、「避難先、避難の仕方等を適確に示した案内看板の設置」などの防災・減災情報の伝達・徹底が不可欠である。周知・徹底する案内看板を直ちに設置すること。
- (3) 地下街を含む横浜駅周辺地区における緊急防災情報の掌握・管理・伝達（発信）を、本市が一元的に行えるシステムを直ちに構築することを、改めて強く求める。

4. 地震・火災対策

- (1) 木造建築物不燃化・推進事業は、補助制度適用地域を限定せず、全市域で申請できるようにすること。
- (2) 感震ブレーカー設置に対する補助制度は、対象地域を限定せず、希望者全員が申請できるようにすること。

5. 駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策を急ぐこと

- (1) エレベーター・エスカレーター設置等、駅のバリアフリー化をいっそう促進すること。そのために、市として国・県・鉄道事業者に働きかけを強めること
- (2) 横浜駅、東戸塚駅のホームドアが設置できない理由として JR 東日本は、「列車ごとのドア

の位置が統一されていない(ためにできない)」などとしている。しかし、今日の技術水準からみて設置できない理由にはなりえない。横浜駅、東戸塚駅をはじめ市内の JR 線駅に、安全最優先の見地で、ホームドア設置を速やかに実現するように、本市が市民の立場に立ち JR 東日本に対して強力に設置を働きかけること。

- (3) 東戸塚駅の混雑緩和対策は、駅利用者にとって緊急、切実な問題である。「新たな昇降施設の増設は、多額の費用と時間がかかり、抜本的改善につながらない」との回答は、受け入れられない。利用者から改札口とホームへの階段の増設位置まで提案されるように物理的条件はある。混雑緩和対策は、安全性の向上に直結する問題である。本市は、JR 東日本に対し利用者優先の立場で、混雑緩和対策の速やかな実施を求めること。

【道路局】

1. 道路関係予算

- (1) 道路予算において、高速道路整備偏重から、道路及び道路施設の維持管理・保全・更新、および市民の日常生活の安全性・利便性を向上させる生活道路整備重視の予算に改めること。
- (2) 既存道路を合理的に運用して、生活道路、通学路等の安全対策、渋滞緩和等の課題を解決すること。具体的には、駅周辺地域など交通渋滞、歩行者の安全対策等の課題がある地域を一定の広さのゾーンにして、そのゾーン内の主要なルートを一方通行道路とする道路のネットワークを構築すること。一方通行道路にすることによって、現状の道路幅員でも歩道やガードレール設置等の安全施設の整備を行うことが可能になる。また、一方通行道路のネットワーク化は、少ない予算で可能であり、既存道路の有効・合理的な活用になる。施策展開にあたっては、関係地域住民の理解を得ながら行うことが必要である。安全で便利なまちづくりの具体策の一つとして検討、具体化すること。
- (3) 橋梁の一部である歩道橋が、老朽化で安全性に懸念のある事例が目立っている。市道に架かる歩道橋及び跨線人道橋の維持管理、保全・更新を適切に行うこと。
- (4) 土木事務所関連予算は、「確保に努めるとともに、効果的、効率的な維持管理となるよう引き続き努める」とされているが、人員と予算が絶対的に不足している実態がある。土木事務所関連予算と人員の確保は努力目標にとどめず、必要額を確保すること。
- (5) 通学路の安全確保を目的とするスクールゾーン対策は、関連予算は 2017 年度規模を確保し、最優先で事業を進めること。
- (6) 無電柱化事業は、大きな費用を必要とする事業である。簡易な工法を研究するなど、事業費の節減に努めつつ「横浜市無電柱化推進計画」に基づき進めること。
- (7) 鶴見区・生見尾踏切の安全対策は、事業の具体化にあたっては住民意見を尊重し、住民の合意で進めること。
- (8) 緑区・川和踏切については、「都市計画道路中山北山田線の一部として、道路の単独立体交差化を進める」とされている。道路整備事業を早期に開始すること。
- (9) バス停の上屋・ベンチ設置は、高齢化にともない切実な要望である。民間事業者の路線においても、他都市で実施している補助制度等に倣い、本市独自の補助制度を創設すること。

- (10) エスコートゾーンや音声付信号機の設置は、視覚障害者の安全・安心な通行に有効である。県公安委員会の判断にゆだねるだけでなく、道路局として、視覚障害者が多く利用する施設の周辺等へ、積極的に設置するよう県に働きかけること。

2. 高速横浜環状南線および関連事業について

- (1) 高速横浜環状道路南線整備事業における、「土地収用手続」は、住民の生活権、所有権等を侵害する暴挙であり、即刻、中止すること。
- (2) 南線整備事業は、トンネル区間の多い工事となる。巨大なトンネル工事では地盤変動が避けられない。地盤沈下や地下水脈の変化など影響が長期に出ることが地元で心配されている。地盤変動等に対する系統的な観測、調査、そのデータ収集と公表等、住民の不安にこたえる万全の態勢をとること。また、第三者機関として「地盤変動等監視委員会」等を設置すること。

3. 高速横浜環状道路北線および関連事業について

- (1) 高速横浜環状道路北線事業のトンネル工事に伴う、地盤沈下が明らかになった。首都高速道路株式会社が住民説明会等の対応を行っているが、これまでの状況は事業者の一方的な対応に終始している。地盤沈下の影響から市民の財産を守るのは本市の役割である。首都高、国交省の対応に対して、本市は市民の財産を守る立場から、事業者に対して誠意ある対応を厳しく求めること。
- (2) 高速横浜環状道路北線の関連街路である都市計画道路岸谷線整備計画は、中止すること。

4. 地域生活交通網の改善・整備の促進

- (1) 高齢化社会が進展する中で、身近で気軽に利用できる移動手段が切実に求められている。誰もが移動しやすい公共交通を実現するために、中期4か年計画の「地域の交通サポート事業」の5地区を実現し、さらに要望がある地域に対し、実現にむけて目標を大幅に引き上げること。
- (2) 事業者への財政的支援を暫定運行時のみから本格運行への移行後に於いても行う仕組みを作ること。
- (3) 地域交通システムの構築に際しては、敬老パスが利用できる京急バスによる金沢区能見台⇄片吹地域循環路線などの実践例を参考に敬老パスの利用ができる運行の検討を進めること。

5. 自転車対策

- (1) 横浜市自転車総合計画に基づいて、安全、便利な乗り物として自転車利用が広がるように取り組むこと。そのために、自転車利用者のマナー向上の啓発などに積極的に取り組むこと。その際、学校、町内会など地域団体などに協力をあおぐこと。さらに、自転車の製造者、販売者等を含む関係する機関、企業等に対して、利用者のマナー向上を促す取組みの実施を求めること。

- (2) 駅周辺の放置自転車・バイクは依然として深刻である。新しい技術や機材を導入など、自転車・バイク駐輪場の整備・充実を図ること。

【港湾局】

1. 港湾整備

- (1) 安倍政権の国際コンテナ戦略港湾政策が進める、過大な貨物需要を前提とした新港湾計画は取りやめ、効率的で需要に見合った港湾整備計画にすること。
- (2) 山下ふ頭に IR は誘致しないこと。同ふ頭の再整備は拙速を避け、百年先を見通した再整備計画にすること。
- (3) 臨港幹線道路整備は中止すること。

2. 働きやすい港湾

- (1) 港湾施設で働く女性労働者数の増加に見合うように、女性トイレを男性トイレに併設するなどして、増やすこと。
- (2) 大黒ふ頭税関前バス停留所への街灯の設置が困難であれば、近接した街路灯の照度を上げ、停留所周辺をさらに明るくすること。バス停のベンチについては、港湾で働く人福利厚生 の立場から、港湾局の責任で設置すること。
- (3) 港湾局予算を投入して、大黒ふ頭へマイクロバス等による港湾労働者の通勤の足を確保すること。
- (4) 港湾労働者を対象に、職場環境についてのアンケート調査を港湾局自身が実施し、働きやすい港湾環境の向上を図ること。

【消防局】

1. 消防力・救急体制の強化

- (1) 市の「整備指針」に基づき、充足してない救急自動車・非常用消防自動車を早急に配置するとともに、救急出場の現状に見合うよう、さらなる人員増を図り、消防力・救急体制を強化すること。
- (2) 医療局、区役所などと連携し、市民が安心して利用できるよう、横浜市救急受診ガイド、救急電話相談の周知と利用促進のための広報をさらに充実させること。合わせて、イベントなどで利用の仕方を実地講習すること。
- (3) 救急相談センター #7119 の利用が急増している。健康福祉センターでの対応は、すでに満杯状態なので、市民要望に応えるためにも、場所の確保と、人員の増強をすすめること。
- (4) 市民防災センター利用促進のための広報を積極的に行うこと。
- (5) スタンドパイプ型の初期消火器具等の設置目標が、上方修正されている。早期に目標を達成するためにも補助事業を強化し、補助数を増やすこと。
- (6) 消防職員の健康管理を図るために、保健師と管理栄養士を、各区を巡回するのではなく、各区に配置すること。
- (7) 昼夜を問わず災害出場し、市民の命を守るため、危険性が高い過酷な災害現場において、

適切な活動が求められる消防職員の執務環境の整備にあたっては、現場活動にあたる職員が十分に力を発揮できるように、休憩時間に心身ともに休めることができる環境を整えることが、大変重要である。24時間の勤務体制を支える消防職員の執務環境を定めた庁舎建設基準に照らして、一刻も早く、消防署所の当直室の個室化、休憩室の整備等を進めること。

- (8) 当直業務における女性用の寝室や、トイレ・浴室などの独立性を確保し、休憩時間に身体を休められる休憩室を設けるなど、女性消防士が働きやすい環境整備を行うこと。
- (9) 危険物製造所等の現況から見て、十分に査察ができるよう人員増を行うこと。
- (10) 近年のアパート火災などでの死亡事故発生が多くみられているにもかかわらず、二階建てアパートなどが査察の規定からのぞかれ、住宅防火対策としての普及啓発が実施されるだけとなっている。また、火災予防査察について、雑居ビルなどの立ち入り査察も3年に一回となっている。防火対策強化のためにも、2階建てアパートなどの立ち入り査察と雑居ビルへの立ち入り査察がきちんとできるよう、指導課の人員増を行うこと。
- (11) 無料低額住宅への査察を計画的に行い、指導を強化すること。
- (12) コンビナート災害に対して、国に法改正を求めるとともに、本市独自の対応強化に取り組むこと。また、根岸コンビナートの最大規模の被害想定を明らかにし、対策を進めること。
- (13) 在日米軍との間で締結されている消防相互援助協約は、危険物に関する情報提供の仕組みを設けるなど、消防が効果的に行われるよう見直すこと。

2. 消防団

- (1) 旧耐震基準の器具倉庫の耐震化、消防車両の更新(15年サイクル)は、期日を定めた計画をたてて着実に進めること。
- (2) 被服などいっせいに更新する装備品については、団ごとに装備品が変わらないようにして、いっせいに支給できる予算措置を行うこと。
- (3) 消防団の出動報酬は実績に見合った予算を確保し、年度末に未払いにならないようにすること。また、交通費などが自己負担とならないように、きちんと調整すること。
- (4) 消防団の分団長会議に担当者が出席できるよう消防団課を区にも創設すること。
- (5) 団員確保、団員の技術力の向上について、団任せにすることなく、局として積極的にかかわること。
- (6) 活動に必要なガソリンなどが十分にいきわたるよう、各消防署任せではなく、局として予算措置をすること。

3. 救急救命体制の充実

- (1) 救急要請に応えることができるよう、高規格救急車、資器材の更新整備をさらに充実させること。
- (2) 救急要請に的確に答えることができるよう、救命救急体制のさらなる充実を図るためにも、消防士の増員と共に、救急救命士養成を大幅に拡大し、増員をすすめること。また、国にも増員に対する支援を行うよう求めること。

- (3) 救急消毒室の全署所への整備をすすめること。整備を進めるために国に財政的支援を要請すること。

【水道局】

1. 水道料金について

- (1) 現在の料金体系を2020年度以降も維持し、値上げは行わないこと。
- (2) 本市の待機児童解消のために、保育所を増やしたこともあり、子ども青少年局等関係局の協力をえて、社会福祉施設等の夏場の水道料金減免制度復活をすること。
- (3) 「緩やかな見守り」を今後も継続し、検針受託事業者に救命救急講習や障害者対応研修の全員受講をめざすこと。
- (4) 水道料金の滞納者が経済的困窮していると、相談があった場合だけでなく、滞納整理計画を当事者と話し合うこと。

2. 水道管更新について

- (1) いつ起きるか分からない災害や大地震に備えるために、老朽管の更新・耐震化事業は、年間110kmペースではなく、国の補助も引き出し、早期に更新・耐震化工事を終わらせること。

3. 水道局職員定数について

- (1) 適正化の名の下での、職員定数の削減をやめること。
- (2) 積極的に若い職員を採用し、技術力向上と技術継承をはかること。

4. 災害時の備蓄について

- (1) 災害時の断水に備え、飲料水の備蓄の必要性についての市民啓発を徹底すること。

【交通局】

1. 市営地下鉄について

- (1) 朝、夕、近隣のイベント開催時など、乗客の混雑が見込まれる時の事故発生や災害発生に備え、車掌業務を復活させること。
- (2) 事故発生時・災害時には、避難誘導に人手が必要になる。全駅・ホームに要員を常時配置すること。
- (3) 引き続き、施設改修や施設更新・老朽化対策、浸水対策にしっかり取り組むこと。
- (4) 各駅で実施している避難誘導訓練に毎回必ず、アルバイト職員も参加させ、人命救助などのスキルを身に着けるなどの訓練をすること。
- (5) 障害者団体と連携し、障害者も参加する避難誘導訓練を行うこと。
- (6) 市営地下鉄の駅コンコース等に、障害者作業所の物品販売スペースの貸し出しを引き続き継続するとともに実施か所を増やすこと。

2. 市営地下鉄駅ホーム等のバリアフリー化について

- (1) ブルーラインの駅舎トイレで音声案内未設置の所は、リニューアルに合わせることなく、早期に設置すること。
- (2) ブルーライン駅のエスカレータの音声案内は、エスカレーターリニューアルに合わせることなく、早期に設置すること。
- (3) 弱視者のためにトイレ付近の照明をリニューアルに合わせることなく、明るくすること。

3. 市営バスについて

- (1) 嘱託職員のうち正規採用を希望する職員の採用にあたっては、この間の経験年数等を考慮すること。
- (2) 乗務員の健康面・精神面を考慮し、設置可能な場所を探し、環境創造局と協議し、トイレを設置すること。
- (3) 公共交通の本来の役割を果たすため、交通不便地域への路線の新設や一旦廃止したものの復活を望む声に応えるため、財政局に支援をもとめること。
- (4) 緊急時に、聴覚障害者等のための文字による案内を行うこと。

4. 市営バスのバス停留所の改良について

- (1) バス停留所の上屋とベンチの予算を増やし、要望の上がっているバス停には、全て設置すること。予算が足りない場合、財政局に求めること

【教育委員会】

1. 教育費無償の原則等について

- (1) 義務教育は例外なく無償を貫くこと。本市が義務教育の中で必要最小限度求めている学級費などの保護者負担については低所得家庭への援助制度をつくること。
- (2) 義務教育での無償化を実施するために、学校給食費の無償を実施すること。
- (3) 市立高等学校の授業料無償化を所得に関係なく実施すること。またその財政措置の復活を国に求めること。
- (4) 公的奨学金制度にふさわしく横浜市高等学校奨学金制度の成績要件をなくすこと。また、一人当たりの増額と募集枠の拡大を行うこと。
- (5) 公立と私立の高校の学費格差を是正するために、市として独自の私立高校生に対しての学費補助制度を創設すること。
- (6) 本市の高等教育の一翼を担っている私立高校に対して、現行制度を見直しして補助金の増額を行えるよう、国・県にも財政措置を求めること。

2. 就学援助について

- (1) 就学援助を認める基準について、生活保護受給者は「要保護者」として国が援助を行い、「準要保護者」の基準については市町村が定めることになっている。国基準にとどめるということは市町村義務を放棄しているにも等しく、基準の引き上げをはかり対象を広げること。

- (2) 就学援助の申請について、保護者の申請への心理的負担を減らすためと、学校での事務作業を減らすために教育委員会への郵送とすること。
- (3) 入学準備金や修学旅行費は、事前支給とする。
- (4) 本来本市が法律通り実施していれば就学援助で無償となる中学校給食を本市が実施していないために、就学援助を受けている家庭でも昼食に対しての援助が受けられない弊害をなくすために、少なくとも就学援助を受けている家庭は無条件に「ハマ弁」を無償とすること。
- (5) 部活動に関する費用について就学援助ですべて対象にすること。

3. 障害児教育について

- (1) 北綱島特別支援学校の閉校方針を撤回し、存続させること。
- (2) 市立学校の個別支援学級について、担当教員のスキルアップや授業交流などをさらに進めて個別支援学級の質の向上を図ること。また教員加配を行うこと。
- (3) 個別支援級や特別支援学校での教職員の加配、施設・設備面等の条件整備を行うこと。
- (4) 希望すれば障害児が普通校に入学できるよう、教員の加配や施設整備などの条件整備を進めること。
- (5) 個別支援学級を 100 級設置すること。

4. 夜間中学校について

- (1) 中学校夜間学級の設置目的に日本語の指導を明記し、日本語を習得して基礎学力のいっそうの充実が果たせるようにすること。
- (2) 本市の中学校夜間学級をその対象となる方に周知するために、ただホームページによる案内にとどまらず、幅広い周知に努めること。
- (3) 中学校夜間学級の生徒に、就学援助の対象と認めること。
- (4) 本市の中学校夜間学級の増設を検討すること。また、県に対しても中学校夜間学級の設置を求めること。

5. 教職員の業務軽減について

- (1) 異常な教職員の長時間勤務の状況を軽減するよう、また子どもたちにとっても行き届いた教育が図れるように、小学校3年生から中学3年生までの 35 人以下学級の実現を図ること。本来、正規教員を配置すべきところへの臨任教員での対応方針を見直し、正規教員の採用枠を増やすこと。
- (2) 学校現場にも導入されたタイムカードについて、長時間勤務の実態を確認し、残業を減らすための具体策をとること。
- (3) 小学校での道徳の特別の教科化に伴う学級担任教員の多忙化を防ぐ対策を講じること。

6. 中学校の部活動について

- (1) 中学校での部活動について、教員の部活への参加はあくまでも自主的な活動であることを校長会での徹底と全教職員へ通知を出すこと。

- (2) 中学校での部活動について、本来やるべき授業に支障をきたしかねない朝練の禁止や平日での部活休養日や土日での部活動の制限を教育委員会として取り決めること。
- (3) 中学校での部活動について、顧問である教員が個人負担することのないよう、遠征費などの旅費など部活動にかかる費用については公費でみること。

7. 図書館司書について

- (1) 学校司書について、現在資格のない司書へのスキルアップの機会を十分に確保すること。
- (2) 学校司書について、交通費も出ない不安定な非常勤職員から常勤職員へと切り替えること。

8. 教育条件の整備について

- (1) 「日の丸」「君が代」の学校行事への強制はしないこと。
- (2) 日本語習得の指導を必要としている児童・生徒(外国籍等含む)への支援は、指導人員の確保・増を含めて強化すること。
- (3) 国際教室担当教員を増員すること。また日本語指導のための教材費がまかなえるように予算をつけること。
- (4) 朝鮮学校への補助金交付を再開すること。また、しない場合は、何が再開できない理由なのかその趣旨を明らかにすること。
- (5) 性別に違和感をもつ児童生徒が気軽に相談できるよう、カウンセラーによる相談体制の充実を引き続き図るとともに、教職員と児童・生徒の啓発活動を今後も継続して充実をはかること。
- (6) 障害者への理解や対応についての教育を進めること。特に精神障害者への理解をすすめる啓発教育を、精神障害者運動団体や神奈川県立精神医療センターなどの協力を得て、実施すること。また、精神障害について義務教育の学習内容に加えるよう、国に対して働きかけること。
- (7) 子どもたちに命令し挨拶の姿勢を強要するような「マナーキッズ」は中止すること。

9. 学校施設整備について

- (1) 学校施設の修繕について、子どもの安全確保の観点から、学校特別営繕費を増額すること。
- (2) 小中学校の建て替えについて、築年数の古い学校については前倒しでの実施を進めること。また、今回建て替えの対象としている385校について、できる限り早いペースでの建て替えを進めること。
- (3) 全校でのプール整備を進めること。「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」を撤回し、公園プールとの統合は行わないこと。
- (4) 武道場のない残り30校に一刻も早く整備を進めること。
- (5) 学校司書の配置の効果もあり学校図書室の貸し出し数が増加しており、それに対応して蔵書を増やせるよう学校予算を増額すること。
- (6) 小規模校の良さを認めない「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」は撤回すること。学校規模の適正化については、統合ありきのやり方ではなく、子

どもたち・保護者・地域の参加で学校のあり方を検討すること。学校の統廃合は強引に進めないこと。

- (7) 教育効果が定かでない義務教育学校の拡大はやめること。
- (8) 小中学校に保管されていた放射線汚染土について、大部分は保管庫に移設されましたが、そのまま埋め戻した小中学校4校についての汚染土も回収して移設すること。
- (9) 夏季は40℃以上にもなる学校の給食室について、現在戸塚区の川上北小学校で設置しているように、労働環境からも衛生面からも、エアコン設置を進めること。
- (10) 市立戸塚高校の定時制について、バリアフリー化を実施すること。
- (11) 子安小学校移転新築事業における現校地と移転予定地との等価交換については、子安小の資産価値の低い残地を市が保有するもので、抜本的に見直すこと。

10. 学校安全教育の推進

- (1) 学校現場での事故について、事故を無くすような環境整備を行い十分な人員体制をとること。また万が一事故が起こった場合、すみやかに事故を公表することと、子どもの立場に立って補償を行うこと。また学校任せにせず教育委員会主導で解決をはかること。
- (2) 学習指導要領上も位置付けられておらず、事故が多発しているピラミッドやタワーなどの高さのある組体操は禁止すること。
- (3) 全国で29年間で118件の死亡事故が起きており、部活動の中でも突出した死亡事故率を高い柔道について、授業の必修化でさらに被害は拡大していくものと認識し、文科省通知に基づき条件が整っていない中での柔道の授業は行わないとすること。また学習指導要領で示されたすべての技を取り扱わなくてはならないわけではないことを改めて徹底し、大外刈りや背負い投げなどの危険な技を禁止するなど、カリキュラムを改善すること。
- (4) 自衛隊への職場体験学習や自衛隊員による学校での講話は実施しないこと。
- (5) 学校保健安全法の施行規則の改正により四肢の状態を確認することが必須になったことに伴い、従来の内科医では専門外であり、整形外科校医を制度化すること。
- (6) 近年の学校現場の労働環境の悪化が問題になっている中、市立学校への産業医の配置について、労働安全衛生法で定められた通り、教職員数50名以上のところには嘱託産業医を選任するにとどまらず、一校一校に産業医を配置すること。
- (7) 2020年の新学習指導要領に急きょ入った銃剣道について、相手ののどや左胸を突くような刺殺訓練で、自衛隊員が訓練で負傷したものが年間60件もあり、あまりにも危険で、選択であれ必修であれ、横浜市立中学校での銃剣道の実施は行わないこと。

11. 学校給食等について

- (1) 学校給食法にもとづき本市の中学校での給食を実施すること。
- (2) 小学校給食の調理業務について、民間委託を進めることなく、順次直営に戻すこと。
- (3) 学校栄養職員について、全小学校に正規雇用で配置すること。
- (4) 小学校の給食食材の放射線測定について、いまだ福島原発の事故は終息していないため、現行から強化して、毎日ブロック別に最低1校の全量検査を実施すること。

- (5) 学校給食での食育の観点から地産地消を推進することについて、市内産農産物の利用目標を数値で定め、実行すること。
- (6) 中学校の昼食時間について、各学校で弾力的に運用しているものの、原則15分としているのは食育の観点からもあまりにも短すぎるため、もうすこしゆっくり食事がとれるようカリキュラム編成を変更すること。

1 2. 教科書採択・副読本等について

- (1) 市教育委員会の権限と責任において行われている教科書採択について、より公正かつ適正に行われるように学校現場の声が反映できるようにすること。
- (2) 市教育委員会の権限と責任において行われている教科書採択について、公正であり適正な採択であることを客観的に証明できるように、記名式で行い、委員毎に採択理由を述べること。さらに、他自治体では当たり前の多くの傍聴者に開かれた場での採択を行うこと。
- (3) 教科書の採択地区について、現行の全市1区から行政区毎に戻し、将来的には学校採択をめざすこと。

1 3. 図書館の充実について

- (1) 山内図書館の指定管理制度について、館長でさえ契約社員というほど人件費を切り縮めざるをえない指定管理制度をやめて、直営に戻すこと。
- (2) 一人あたりの蔵書数が圧倒的に少ない本市の図書政策を見直し、図書館の新設計画を立て進めること。
- (3) 中央図書館について、歴史的価値のある蔵書を保管し続ける場所を新たに確保すること。
- (4) 聴覚障害者の図書館利用について、手話・筆談等によるコミュニケーションを担う職員を常時配置すること。また図書館利用の介助、対面朗読、宅配サービスの一層の充実、点字や録音資料、手話や字幕入りの映像資料等のさらなる整備をすすめること。
- (5) 本市のあまりにも貧弱な図書政策を補うために、図書取次サービスが行われている場所で、市立図書館蔵書検索ができるよう機器を設置すること。
- (6) 1区1館制を見直し、複数館設置方針へと踏み出すこと。

1 4. 文化財保護について

- (1) 関東圏でも希少な製鉄生産の遺跡である栄区の上郷深田遺跡は本格的に調査し、児童・生徒・市民が学ぶことができるよう、文化財として保護すること。遺跡を守る観点から、上郷猿田地区開発計画に反対すること。
- (2) 市内各地にある戦争遺跡を調査し、保護、市民公開に取り組むこと。また、広報に努めること。
- (3) 磯子区の三殿台遺跡・考古館の補修を行い、適切な保全を行うこと。
- (4) 横浜市歴史博物館や付随する野外施設の適切な補修を行うこと。また現在赤字となっている指定管理料の引き上げを行うこと。また、本施設を直営に戻すこと。
- (5) 東高島駅北地区開発の区域に在る、神奈川台場跡はほとんどが埋まっているため、全体像

が分かっていない。開発される前にしっかりと調査し、地域住民の声に応え、保存すること。

15. 教育文化センターについて

- (1) 教育文化センターについて、売却方針を撤回し、同様の機能を保持した建て替えを行うこと。

【選挙管理委員会】

1. 参政権を保障するために

- (1) 選挙公報の点字・音訳版の発行を公職選挙法に盛り込むよう、公職選挙法の改正を引き続き国に申し入れること。
- (2) 横浜市長選挙、同市議会議員選挙のお知らせの点字・音訳版があることを周知徹底し、全ての視覚障害者が受け取ることができるようにすること。また、拡大版を作ること。
- (3) 投票所へ行かれない方のために、郵便投票対象者の要件緩和を国に求めること。
- (4) 一人で投票所に行くことができない人に対し、要望があれば車での送迎を行うなど、投票所までの誘導を行うこと。
- (5) 期日前投票開始時まで、点字の候補者名簿を作成すること。
- (6) 記入台の明るさを確保すること。
- (7) 代筆の際のプライバシーを確保すること。
- (8) 18歳選挙が始まっていることから、市内の大学や高校に期日前投票所を設置するなど、投票しやすい環境を整備すること。
- (9) 選挙公報が確実に届くように配布は徹底すること。

